

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 法人の事業税の課税標準の区分経理の義務に係るガス供給業の区分を改めることとした。（第41条関係）
- 2 資本金の額が1億円を超える法人等の事業税の所得割について、税率を100分の1とし、及び軽減税率を廃止することとした。（第43条関係）
- 3 特定ガス供給業に係る事業税の税率を定めることとした。（第43条関係）
- 4 その他所要の整備をすることとした。（第43条、附則第14条関係）
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）